平成２２年（フ）第２５０号
香川県高松市屋島西町1987番地６
債務者　藤澤　亜希（旧姓髙橋）
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２５１号
香川県高松市国分寺町国分2318番地グリーンショットＡ102
債務者　岡田　明子（旧姓矢崎）
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２７０号
香川県高松市高松町2585番地　県営住宅屋島団地８棟13号
債務者　菅原　靖子
１　決定年月日時　平成22年８月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２７８号
香川県高松市屋島西町2300番地24テンダネスコーポⅠ　105号室
債務者　松原　睦雄
１　決定年月日時　平成22年８月５日午前11時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９５号
北海道三笠市弥生町３丁目33番地52
債務者　小山内良弘
１　決定年月日時　平成22年８月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１０７号
北海道夕張郡栗山町錦３丁目１番地19
債務者　吉岡　克之
１　決定年月日時　平成22年８月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１１８号
北海道三笠市幌内町１丁目150番地
債務者　杉本　考史
１　決定年月日時　平成22年８月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１２１号
北海道夕張市末広２丁目４番地18
債務者　佐々木真奈美（旧姓佐藤・小西）
１　決定年月日時　平成22年８月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１２７号
福島県喜多方市豊川町一井字下川原2801番地１　市営菅井団地１号棟107号
債務者　永澤　節子
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
茨城県笠間市柏井350番地４、旧住所茨城県小美玉市納場870番地95　大平住宅Ｂ棟
債務者　小松崎静子
１　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２４２号
香川県高松市屋島西町2499番地５グリーンハイツ屋島Ａ棟106号室
債務者　八木田直樹
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１２０号
長崎県諫早市小船越町1212番地３　ファミールヤマグチ101号、前住所愛媛県西条市古川甲294番地１
債務者　岩田　健一
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
長崎県諫早市有喜町271番地、前住所長崎市網場町53番地２
債務者　濱口　　望（旧姓松竹）
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
長崎県諫早市飯盛町古場934番地
債務者　牛嶋美代子
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
長崎県東彼杵郡東彼杵町八反田郷991番地３、前住所東京都豊島区池袋本町１丁目７番２号本町エスエフコート403号
債務者　駒田　宏行
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
長崎県大村市須田ノ木町916番地１　プレジール須田ノ木Ｃ―101、前住所長崎県大村市諏訪２丁目26番地12　コーポ諏訪駅前203
債務者　山口　勝也
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
長崎県大村市西部町341番地２、前住所長崎市新大工町２番24号　コーポＹ＆Ｙ201号室
債務者　前田　幸乃
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係